

■ベトナム：石炭火力発電所で発生する石膏の再利用を義務化

建設省（MOC）は2013年1月28日、湿式排煙脱硫装置（FGD：Flue Gas Desulfurization）を備えた石炭火力発電所2カ所で発生する石膏について、今後、建設資材の原料として再利用することを義務付けると発表した。対象となる発電所は、Pha Lai 第2石炭火力（60万kW：30万kW×2基）と Hai Phong 第1石炭火力（60万kW：30万kW×2基）。同省の関係者は「両発電所から年間6万3,000トンの石膏が発生し、輸入量を削減できる」とコメントしている。現在、セメント業者は年間250万トンの石膏を輸入している。